

象牙製品等の適正取引のお願い



法令順守のお願い

ご存知のように、事業者登録や全形を保持した象牙の登録など、「種の保存法」の規則に従えば、国内での象牙取引はみとめられています。しかし、海外への違法な持出しが懸念されており、それが理由で、象牙の国内市場閉鎖の議論が2016年の第17回締約国会議(COP17)以降、ワシントン条約会議の場で続いております。

今後も象牙を取り扱う事業を続けて行くためには、国内外に対して日本がルールを守った取引を行っていることを強く情報発信する必要があります。そのためにも、法令順守の下、象牙製品等が違法に海外に持出されないようご協力ください。



象牙取引規制に関する有識者会議

東京都は、象牙の国内取引規制の検証と国際都市である東京がなすべき対策を検討するため、2020年1月10日に7名の有識者委員からなる「象牙取引規制に関する有識者会議」を立ち上げました。合計7回開催され、2022年3月に最終報告書が公表されました。

また、当組合からは第3回の会議の際に「私たちからのお願い」と題した文章を提出しております。



東京都の取組

有識者会議での意見も踏まえ、象牙製品等の違法な海外持出を防止するための対策を講じるにより、事業者による象牙取引が適正に行われていることを国内外に示しております。



象牙取引規制に関する
東京都の取組



有識者会議報告書



第3回有識者会議提出文書
「私たちからのお願い」



ワシントン条約について



ワシントン条約は2023年1月現在、184カ国が加盟している大規模な国際条約です。

アフリカゾウの象牙の国際取引は1989年に禁止されました。1997年に開かれた第10回締約国会議 (CoP10) において、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエのアフリカゾウは条約附属書I (国際取引禁止) から附属書II (国際取引許可制) に移り、その結果、1999年に約50トンの象牙が日本に輸入されました。また、2009年には南アフリカを加えた4カ国から約40トンが日本に輸入されました。

その後、象牙取引提案は採択されていません。2016年には、**密猟もしくは違法取引に寄与している合法的な象牙国内市場を有する国は国内市場を閉鎖する措置をとることが**勧告されました (CoP17)。

2022年11月にパナマで開かれたCoP19では、**合法国内市場を有する国に関する象牙押収事例を分析し**、作業の進捗状況を第77回常設委員会で報告、第78回常設委員会に最終報告書を提出することなどが決まりました。第77回常設委員会は2023年11月にジュネーブで開かれます。

象牙国内市場と密猟・密輸に関する日本政府の立場は、

- 日本国内で取引されている象牙や象牙製品は、過去に合法的に輸入された象牙に由来するものであり、国内の象牙取引が密猟やそれに由来する密輸を助長しているという証拠は示されていない。
- 近年、国内における象牙や象牙製品の大規模な密輸事例は確認されていない。
- 種の保存法による制度の下で、国内の象牙市場を厳格に管理し、合法的に輸入された象牙によって行われている国内の象牙取引が、アフリカゾウの密猟や違法取引に寄与していないことを示すことが重要である。となっています。

しかし、**象牙押収事例の分析結果**次第では、日本の国内市場閉鎖に繋がりがありません。

以上の状況より、少しでも海外への象牙製品等の違法な持ち出しを無くすことが必要です。

日本の象牙利用の考え方



日本の象牙市場と密猟・密輸に関する見解



／ 知っていますか? Did You Know? 您知道吗? ／

象牙製品の日本国外への持出しは違法です

It's illegal to take ivory products out of Japan!

携帯象牙製品出境日本是违法的

日本では象牙はどんなものに使われているの?
What's ivory used for in Japan?
在日本, 象牙用于制造哪些物品?

お土産として持ち出すこともダメなの?
Can't we even take them overseas as a souvenir?
作为纪念品携带出境也不行吗?

根付や櫛、印鑑・和楽器などの原材料に使用されています。

Ivory is used to make things like netsuke, combs, seals, and Japanese musical instruments.

用来制作坠子、梳子、印章及日本传统乐器等。



お土産でも違法です。懲役や罰金等の罰を受けることがあります。

※持出先の国で罰せられる可能性もあります。

No, it's illegal even as a souvenir. It may result in penalties such as imprisonment or fines.

Note: You may also be punished in the country you take them to.

作为纪念品也是违法的。可能被处以监禁或罚金。
※还可能受到目的地国家的处罚。

STOP



国内での象牙製品の取引は、法律の下で厳格に管理されており、法に基づく登録事業者からのみ購入が可能です。

In Japan, trade in ivory products is strictly controlled by law, and they can only be purchased from legally registered dealers. 日本国内の象牙製品交易被依法严格管理, 仅能从依法注册的经营商处购买。

海外に持ち出す目的で象牙製品を購入することはできません

You're not allowed to buy ivory products to take overseas. 禁止购买用于携带出境的象牙制品



国と東京都は「種の保存法」による象牙・象牙製品の取引規制、及び「外国為替及び外国貿易法」等による輸出入規制の普及啓発について連携して取り組んでいます。

ワシントン条約と法律により国際取引が制限されています。
CITES and Japanese law regulate international trade in ivory.
根据华盛顿公约和法律, 象牙及其制品的国际贸易受到管制。



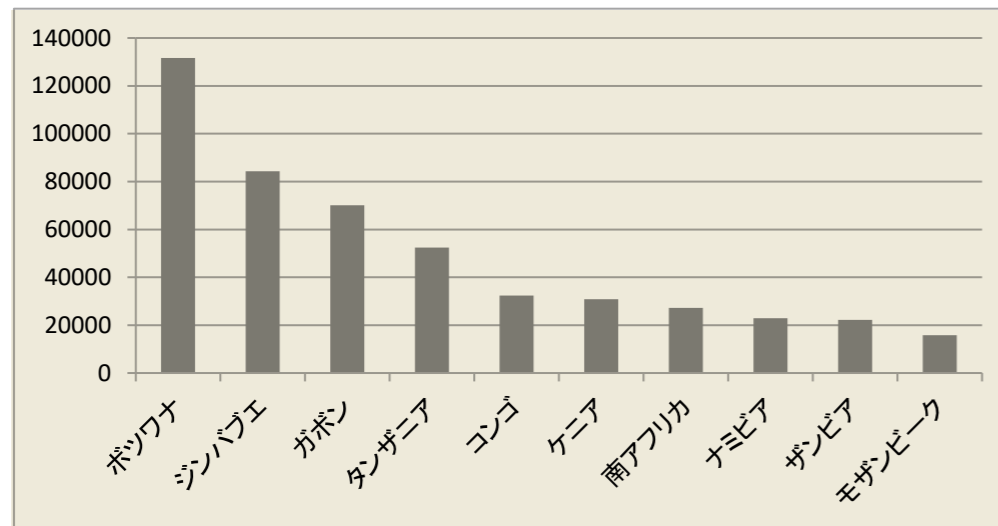
海外持ち出し違法通知ポスター

アフリカゾウの現状

アフリカゾウの生息状況に関する最新のデータは、国際自然保護連合 (IUCN) が 2016 年に発表した『2016年アフリカゾウ生息状況報告書』です。IUCN は、アフリカを北部、西部、中部、東部、南部の 5 地域に分けています。アフリカゾウは北部を除く地域に生息しています。ほぼ確実に把握されている生息数は、大陸全体で 434,474 頭です。その内訳は、中部 24,119 頭、東部 86,373 頭、南部 309,361 頭、西部 14,621 頭で、南部が

全体の約 71% を占めています。これに推測頭数を加えると、中部 119,391 頭、東部 98,389 頭、南部 309,361 頭、西部 14,621 頭の合計 541,684 頭となり、南部が占める割合は 57% です。

同様な生息数のデータは、1995 年から存在しており、ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエのゾウの頭数はいずれも安定もしくは増加傾向を示しています。



アフリカゾウ生息数トップ10 (IUCN 2016 より作成)



『2016年アフリカゾウ生息状況報告書 (英語)』



種の保存法について

アフリカゾウ及び象牙と関連する法律は、「外国為替及び外国貿易法 (外為法)」と「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」です。このうち、国内での象牙取引と関係するのが「種の保存法」です。象牙及びその製品の輸出入は「外為法」により原則禁止されています。

全形を保持した象牙は、登録票を伴った場合のみ、売買が可能です。

業として、象牙のカットピース、端材、印材、製品を取り扱う場合、事業者登録が必要です。



種の保存法とは



象牙 (全形牙)・象牙製品の取引制度について



象牙取引に関する東京象牙美術工芸協同組合の立場

象牙製品は、一生大事に使い、そして受け継ぐことができるエコな天然素材であり、日本国内の象牙産業は自然との共生に基づく伝統産業です。

ルールを守って取引することはゾウの保全と地域住民の発展に貢献するという条約締約国会議の決議がなされています。

一方で、**日本国内にある象牙製品等の海外への違法な持出しは、アフリカゾウの密猟と関係がないとはいえ、ワシントン条約や法律に違反する行為であり、あってはならないことです。**

合法的な国内市場や取引を守るためにも、違法な取引は根絶する必要があります。

そのため、我々は貢献していきたいと考えます。

なお、象牙組合の立場は、組合ホームページで発信しているほか、小冊子『The Ivory』も作成しております。

『The Ivory』





東京象牙美術工芸協同組合

〒111 - 0035

東京都台東区西浅草 3 - 26 - 3

TEL : 03(3841)2533 FAX : 03(3841)2557

MAIL : jiaivory@jcom.home.ne.jp

URL : www.tokyo-ivory.or.jp

特別国際種事業者（ぞう科の牙及びその加工品）

登録番号 01434/ 代表理事 鶴見 剛

登録の有効期間満了日 2026 年 5 月 31 日